

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年一月十日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年一月十日

埼玉県東松山県土整備事務所長 多 田 邦 彦

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 菅谷寄居線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>比企郡嵐山町大字菅谷字 上二〇番一地先から同郡 同町大字菅谷字上二番一 七地先まで</p>	<p>比企郡嵐山町大字菅谷字 上二〇番一地先から同郡 同町大字菅谷字上二番九 地先まで</p>	<p>区 間</p>
<p>九・三六〇一九・三〇〇</p>	<p>九・三六〇九・四三三</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一八一・五三三</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>災害防除工事による</p>		<p>備考</p>